

## 岡山市水道局発注の建設工事における前払金の使途拡大について

平成 28 年 7 月 29 日

国において前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、「国土交通省発注工事の代価の前払の特例措置に係る取扱いについて」（※内容は参照のとおり）が定められ、4月1日に遡って公共工事に係る前払金の使途が拡大されました。

また、併せて地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部が改正されました。

それに伴い、当局においても保証事業会社の保証に係る建設工事に要する経費において行う前払金の使途を4月1日に遡って拡大し（以下「使途拡大措置」といいます。）、使途拡大措置の適用手続きを以下（ア）、（イ）のとおりとします。

（ア）平成28年8月1日以降の公告または通知に係る工事の場合は、＜別紙1-1＞の「岡山市水道局工事請負契約約款（H28.8.1改正）」により契約締結していただきます。

（イ）平成28年4月1日以降新たに契約締結した工事のうち（ア）の場合を除いたものについては、＜別紙1-2＞の「岡山市水道局工事請負契約約款（改正前）」の使用による契約となります。そのため使途拡大措置の適用を希望する場合は、工事担当課に協議請求し、変更契約の締結をしていただきます。

※（イ）については、添付書類参考

（参照）

### ① 特例措置の適用対象

特例措置の適用対象となる前払金は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係るもので、平成29年3月31日までに払出しが行われるものとする。

### ② 前払金の使途範囲

特例措置により前払金の使途範囲の対象に、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（ただし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25）を加える。

### ③ 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日以降において既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約における前払金の使用に係る規程を変更した場合は、特例措置の適応を可能とする。

<別紙 1-1 >

岡山市水道局工事請負契約約款

制定 平成 8 年 12 月 25 日

最新改正 平成 28 年 8 月 1 日

第 1 条～第 35 条 省略

(前払金の使用等)

第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第 37 条 以下省略

<別紙 1 - 2 >

岡山市水道局工事請負契約約款

制定 平成 8 年 1 2 月 2 5 日

最新改正 平成 2 8 年 4 月 1 日

第 1 条～第 3 5 条 省略

(前払金の使用等)

第 3 6 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

第 3 7 条～第 5 2 条 省略

(補則)

第 5 3 条 この約款に定めのない事項については、契約規程によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。



平成 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

受注者 住 所  
会社名  
代表者名 印

平成 28 年度の建設工事における前払金の使途拡大措置の適用について（協議）

平成 年 月 日付で請負契約を締結した下記工事について、岡山市水道局工事請負契約約款第 53 条の定めに基づき、「平成 28 年度の建設工事の前払金の使途拡大措置」を適用したいのでお願いします。

記

1 契約番号

2 工事名

3 工事場所

4 工期 年 月 日から 年 月 日まで

5 請負代金額 円

※本様式を添付のうえ、工事打合簿等により協議を行うこと。